子母発 0329 第 2 号 平成 31 年 3 月 29 日

公益社団法人 日本産科婦人科学会理事長 殿

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長 (公 印 省 略)

「授乳・離乳の支援ガイド」の改定について

母子保健行政の推進につきましては、かねてより格段の御配慮を賜り深く感謝申し上げます。

別添のとおり、各都道府県・保健所設置市・特別区母子保健主管部(局)長宛に通知しましたので、貴会におかれましても、関係者に対し周知していただきますよう御配慮をお願い申し上げます。

子母発 0329 第 1 号 平成 31 年 3 月 29 日

都道府県各保健所設置市 母特別区

母子保健主管部(局)長 殿

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長 (公 印 省 略)

「授乳・離乳の支援ガイド」の改定について

母子保健行政の推進につきましては、かねてより格段の御配慮を賜り深く感謝申し上げます。

「授乳・離乳の支援ガイド」については、妊産婦や子どもに関わる保健医療 従事者が基本的事項を共有化し、支援を進めていくことができるよう、保健医 療従事者向けに平成19年3月に作成され、自治体や医療機関等で活用されて きました。

今般、本ガイドの策定から約10年が経過したため、昨年の11月から「授乳・離乳の支援ガイド」改定に関する研究会(座長:五十嵐隆 国立成育医療研究センター理事長)を開催し、最新の知見や授乳・離乳を取り巻く社会環境等の変化を踏まえ、研究会において別添のとおり改定されました。

各都道府県については貴管内市町村(保健所設置市・特別区を除く)に周知いただくとともに、今後、妊産婦や乳幼児を対象とした健康診査、訪問指導、育児相談及び離乳食教室等関係事業の資料として御活用いただくようお願いいたします。

なお、「『授乳・離乳の支援ガイド』の策定について」(平成 19 年 3 月 14 日 雇児母発第 0314002 号) は、本通知をもって廃止します。